

平成18年第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会

1. 出席議員（11名）

1 番	佐藤克司	2 番	前田俊雄
3 番	万野勝徳	4 番	大久保福義
5 番	津留涉	6 番	村山正美
8 番	柴田英明	9 番	江頭大助
10 番	武末哲治	11 番	津口勝也
12 番	後藤秀記		

2. 欠席議員（1名）

7 番 塚本良治

3. 説明のために出席した者の職氏名（13名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	後藤良助
企業長	川原康義	事務局長	川添正治
総務課長	櫻井隆司	経理課長	松永明
企画課長	磯田慶二	営業課長	山崎巖
工務課長	築地陽	建設一課長	石橋博
建設二課長	古賀文彦	浄水課長	八尋正廣
那珂川出張所 所長	佐伯久典		

4. 出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 櫻井隆司 書記 平山幸生

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第8号から議案第10号の上程、提案理由の説明  
日程第4 議案第8号から議案第10号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第8号 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第9号 春日那珂川水道企業団企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第10号 春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

開会 14時00分

○佐藤議長 本日は、塚本議員から欠席の届けが提出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

8番柴田議員、9番江頭議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期は、本日1日限りと決定したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長 御異議なしと認めます。よって、今次臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、今次臨時会に提出されております議案第8号から議案第10号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

川原企業長。

○川原企業長 本日、ここに平成18年第2回春日那珂川水道企業団臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては年度末のお忙しい時期にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、御提出いたしております議案について御説明を申し上げます。

国家公務員の特別職及び一般職職員の給与に関する法律等の改正に伴い、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

初めに、議案第8号職員の育児休業等に関する条例は、育児休業した職員の職務復帰後における給与等の取り扱いについて改正を行うものであります。

次に、議案第9号及び議案第10号でございますが、法律の改正によりましてこれまで企業長及び職員に支給してまいりました調整手当を廃止し、新たに地域手当を創設し、その率を100分の3に定めるものでございます。

なお、一般職職員につきましては、構成団体の取り扱い等も考慮し、一定の経過措置を設けております。

以上が、議案の概要でございます。何とぞ慎重な御審議の上、御議決賜りますようお願い

い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○佐藤議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 14時04分

再開 14時20分

○佐藤議長 休憩前に引き続き開会いたします。

議案第8号から議案第10号について質疑の通告はあっておりませんが、この場においてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

これで議案第8号から議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第9号及び議案第10号について、討論の通告がっております。

6番村山議員。

○村山議員 6番村山です。

議案第9号春日那珂川水道企業団企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第10号春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について反対討論を行います。

今回の人事院勧告そのものは、全体として給与引き下げなど多くの問題を含んでおりますが、今企業団に提案されている2条例は、現行の調整手当を地域手当に支給率を変えるという中身であります。現在の調整手当は、最高12%から0%ということで5段階になっておりますが、新たに導入された地域手当は最高18%から0%までの7段階に細分化するものであります。東京特別区は18%、そして同じ都市圏として生活をほとんど変わらない状態でやっている地域でも、例えば福岡市は10%、この筑紫地区では3%という形になります。例えばこの春日那珂川に住んでおられる方で福岡市で公務員として働けば、この地域手当は春日那珂川で働く公務員よりも7%も高い、こういう中身であり、一定の行政水準を保っていくという制度の公務員制度から考えても納得できないものでありますし、結局は大都市優遇策にしかかっていません。そういう点で、この地域手当の導入そのものに賛意を表明することができないということで、表明して反対討論を終わります。

○佐藤議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長 なしと認めます。

これで議案第8号から議案第10号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐藤議長 全員賛成であります。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号春日那珂川水道企業団企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐藤議長 賛成多数であります。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐藤議長 ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

以上で今次臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございます。

閉会 14時27分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年3月28日

春日那珂川水道企業団議会議長 佐藤克司

8番 柴田英明

9番 江頭大助